



介護休業の取扱い



職員(契約職員を含む。)は、要介護者の介護をするため、介護休業(介護部分休業を含む。)を取得することができます。

要介護者とは？

負傷、疾病、老齢、身体上又は精神上の障害により2週間以上の日常生活に支障がある者

- ・配偶者、父母、子、配偶者の父母
- ・同居かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫
- ・事実上、父母あるいは子と同様の関係にあると認められる者
(父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子)

就業規則47条2号

取扱要領9条第1号
取扱要領9条第2号

介護休業ができる期間は？

介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6ヶ月の期間内で必要と認められる期間

※「介護を必要とする一の継続する状態ごと」とは、介護を必要とする状態を生じてから消滅するまでをいう。したがって、介護を必要とする状態が一旦終息し、正常な日常生活が営めるようになった後に同じ病気が再発したという場合は新たに介護休業を取得することが可能となるが、介護を必要とする状態が継続する中で、他の病気を併発したという場合には新たな介護休業は認められない。

就業規則66条2項

介護休業の給与(賃金)は？

介護休業をしている期間は、給与を支給しない(無給)

就業規則66条5項

介護休業の手続き

○介護休業の申出を行う場合は、**介護休業申出書**を**理事長**あて提出する。

※理事長は、介護休業等に関する権限を所長に委任する。(本部の場合は総務部長)

- ・介護休業開始予定日の2週間前までに申出する。
- ・できる限り、2週間以上の期間で申出する。
- ・介護休業する事由を証明する書類を提出することがある。

○介護休業の終了予定日を変更する場合は、**介護休業期間変更申出書**を**理事長**あて提出する。

- ・介護休業終了予定日の2週間前までに申出する。

○介護休業を終了する場合には、理事長あて通知する。

- ・要介護者が死亡したとき
- ・要介護者と親族関係が消滅(離婚、婚姻取消、離縁等)したとき
- ・要介護者を介護できない状態(負傷、疾病、心身上又は精神上的の障害)となったとき
- ・産前産後休暇、育児休業、新たな介護休業が始まったとき

介護休業4条2項

介護休業15条

取扱要領10条

介護休業4条3項

介護休業4条4項

介護休業5条

介護休業8条



介護部分休業とは？

勤務時間の一部を勤務しないで要介護者の介護をするための休業
・1日を通じて4時間を超えない範囲内(1時間単位)

就業規則67条2項
介護休業9条

勤務時間管理

要介護者を介護する必要がある場合、早出遅出勤務を請求することができる。
要介護者を介護するために、深夜勤務制限、時間外勤務制限を請求できる。
休憩時間を午後0時から午後0時45分の45分間とすることができる。

就業規則47条
就業規則52条
勤務時間要領17

介護部分休業ができる期間

介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6ヶ月の期間内で必要と認められる期間

就業規則67条2項

※「介護を必要とする一の継続する状態ごと」とは、介護を必要とする状態を生じてから消滅するまでをいう。したがって、介護を必要とする状態が一旦終息し、正常な日常生活が営めるようになった後に同じ病気が再発したという場合は新たに介護休業を取得することが可能となるが、介護を必要とする状態が継続する中で、他の病気を併発したという場合には新たな介護休業は認められない。

※介護休業と介護部分休業を併せて連続する6ヶ月の期間内

介護部分休業の給与(賃金)は？

介護部分休業により勤務しない1時間につき勤務時間1時間当たりの給与額を減額

就業規則67条3項

介護部分休業の手続き

○介護休業の申出を行う場合は、**介護部分休業申出書**を**理事長あて**提出する。

介護休業10条2項

※理事長は、介護休業等に関する権限を所長に委任する。(本部の場合は総務部長)

介護休業15条

- ・介護休業開始予定日の**2週間前**までに申出する。
- ・できる限り、**2週間以上**の期間で申出する。
- ・介護休業する**事由を証明する書類**を提出することがある。

取扱要領10条
介護休業10条3項
介護休業10条4項

○介護休業期間中の一部の日又は時間について介護休業を取り消す場合には、**介護部分休業申出書**を**理事長あて**提出する。

介護休業12条

- ・年次休暇、特別休暇、病気休暇をを取得した場合は、その日の介護部分休業は取り消す。

○介護部分休業を終了する場合には、理事長あて通知する。

介護休業13条

- ・要介護者が死亡したとき
- ・要介護者と親族関係が消滅(離婚、婚姻取消、離縁等)したとき
- ・要介護者を介護できない状態(負傷、疾病、心身上又は精神上的の障害)となったとき
- ・産前産後休暇、育児休業、新たな介護休業が始まったとき

介護休暇(特別休暇)

要介護者1人の場合は5日、2人以上の場合は10日を取得することができる。

就業規則58条

- ・1日単位又は1時間単位
- ・契約職員の場合は**無給**
- ・介護休業する**事由を証明する書類**を提出することがある。

別表2 12号



介護休業の取扱い

介護休業

職員が要介護者を介護するための休業

就業規則66

要介護者

配偶者、父母、子、配偶者の父母で負傷、疾病、老齢、身体上又は精神上的の障害により2週間以上の日常生活に支障がある者

就業規則47

期間

連続する6ヶ月の期間内に必要と認められる期間
できる限り、2週間以上の期間で申し出

就業規則66
介護休業4-3

給与

介護休業をしている期間(時間)は給与を支給しない

就業規則66

勤務時間

早出遅出勤務を請求することができる
深夜勤務制限、時間外勤務制限を請求できる

就業規則47
就業規則52

育児部分休業

勤務時間の一部を勤務しないで要介護者の介護をするための休業

就業規則67

申し出の手続き

介護休業等申出書を理事長あて提出
できる限り、2週間以上の期間で申し出
証明書類の提出

介護休業4-2
介護休業4-3
介護休業4-3

取り消し

一部の介護休業を取り消すことができる
年次休暇、病気休暇、特別休暇取得した場合は、その日は介護休業を取り消す

介護休業7-1
介護休業7-2

期間の変更

介護休業終了予定日の2週間前まで

介護休業5

様式

介護休業の申出
介護休業の変更
介護休業の撤回
介護部分休業の申出、変更、撤回

取扱要領10
取扱要領11
取扱要領12
取扱要領13